

(様式第4号)

上田市子ども・子育て会議 会議概要

1 審議会名	平成26年度第4回上田市子ども・子育て会議
2 日時	平成26年8月1日(金) 午後1時30分から後3時25分まで
3 会場	ひとまちげんき・健康プラザうえだ庁舎 2階 多目的ホール
4 出席者	金山会長、堀江副会長、飯島委員、石井委員、神原委員、田口委員、丸山委員、水野委員、清水委員、下村委員、竹内委員、武田委員、田畑委員、大塚委員、白瀬委員、宮下委員、宮本委員(17名)
5 市側出席者	田口こども未来部長 【保育課】宮澤課長、唐沢課長補佐、堀内係長、市川主査 【子育て・子育て支援課】樋口課長、小林課長補佐、羽毛田係長、堀内係長、吉澤係長、井出主査、古畑主査 【学校教育課】倉島課長、白鳥係長 【健康推進課】宮澤係長 【福祉課】小山係長
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成26年8月5日

協議事項等

会議内容

1 開会(子育て・子育て支援課長)

2 議事(進行 会長)

(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」の決定について(事務局): 【資料1】について説明した。

(会長): 何か質問・意見がある方はおられますか。

意見1:(委員)

量の見込みと確保の方策については、「人・職員」の確保も重要だと考える。この「人・職員」の確保に必要な財政の支援も含まれるのか。次に資料1-P4の量の見込みと確保の方策において、ページ下部の注意書に「認定前であるため確認を受けない幼稚園として含まれている」と記載してある。子ども・子育て3法では、施行前において、各法で既に認定を受けている幼稚園、保育所は既に確認があったものとして扱うことになっている。なぜこの資料ではこのようになっているのか。施設型給付を受けないとの意向を既に示した幼稚園があるのか。

回答:(保育課長)

確保の方策について財政的確保も基本的には考慮して進めたい。本来なら「上記以外の施設」の数値も「特定教育・保育施設」の中に入るべきとの意見であるが、現時点で便宜的にこのように区分したものである。今後、実施される幼稚園を対象とする新制度についての意向調査の結果により、幼稚園が新制度に移行するとの考えがはっきりと確認できれば、「特定教育・保育施設」の数値に「上記以外の施設」の数値が加わると考えている。

意見2:(委員)

来年度の幼稚園の入園申込みは、9月から始まる。新制度に係る保育の必要性の認定と保護者へ

の説明はいつごろ行われるのか。

回答：(保育課長)

保育所の場合、10月から11月にかけて来年度の入園申込みが行われる予定であり、その後に認定作業を行う予定である。ただし、幼稚園の入園希望者に対する保育の必要性の認定については作業が間に合わないことから、入園予定者は1号認定を受けた者(みなし認定)として対応したい。幼稚園と行政にとってお互いに負担の少ないやり方を検討していきたい。

意見3：(委員)

保護者の方に早めに新制度の周知をしていただきたい。

意見4：(委員)

3号認定に関連して質問したい。未満児を施設が預かることは、女性の社会進出を促すことにつながるかと考える。計画のなかでこのことを明確に示すことはできないか。

回答：(保育課長)

保育所等に子どもを預けることは、女性の社会進出を促すことになる。計画のなかでその文言を具体的に入れるかについては、今後、検討させていただきたい。

意見5：(委員)

利用者支援事業の事業実績数は、これまでに行政側が受けた相談件数の合計であるのか。様々な場所で保護者からの相談が行われている。確保の方策では1か所となっているが、相談件数が多くなった場合、補正措置等により1か所から増やすことは考えられるのか。

回答：(子育て・子育て支援課長)

事業実績については、子育て支援センター、発達相談センターにおいて受け付けた相談件数である。ご意見のとおり、各子育てひろばにおいても相談を受け付けている。利用者支援事業は、既に自治体で行われている事業内容が含まれていると考える。今回は、子ども1万人に対して1か所が補助対象とされている。まずは1か所から事業を始めたいと考える。子育てひろばが子育てに関する相談を受け付ける場所というより、遊ぶ場所としてのイメージを持たれている。子育てひろば事業の内容について周知を図りたい。

意見6：(委員)

利用者支援事業は新しく始まる事業である。これまでの相談事業に関する実績を積み上げて、それでは利用者相談事業となってしまうのではないかと考える。子育てひろばは、多くのお母さんにとって様々な情報収集の場となっている。幼稚園、保育所、子育てひろばなどいずれの場所においても、子育て支援のサービスについて情報を得ることが出来るような支援体制が望ましいと思う。

意見7：(委員)

市は病児保育事業について、センター方式を採用しており、市内医療機関へ委託を行っている。私は保育所型が重要ではないかと考える。センター型1か所では、センターから遠距離に生活する保護者は利用しないというのは当然ではないか。保育所型であれば、園児が発熱しても、保護者は

すぐに迎えに行かなくても対応出来るなどの長所がある。

回答:(こども未来部長)

次世代育成支援行動計画策定の際、市はセンター型を採用して事業を進めた。既に保育所で看護師など専門職を雇用しているところは、病児の対応は可能かもしれないが、新たに実施するには看護師を雇用するなどの対応が生じる。次世代育成支援行動計画策定当時は、保育所型は検討というレベルで終わっていたという認識を持っている。保育所型を実施しない又は実施するといういずれの考え方を決めているわけではない。保育所型の実施については、もう少し時間が必要ではないかと考える。

意見 8:(委員)

確かに保育所において、看護師を雇用するのは大変なことである。上田方式として、近くの医療施設から必要な際に看護師を派遣してもらい病児保育を実施することは出来ないものか。保育所に通わず保護者にとって、子どもの発病により午後5時前に子どもを保育所に迎えにいかなければならないことは、本当に大変なことである。今後、子育て支援として考えていくべきことであると思う。

(会長): 本日は各部会において協議いただいた内容を案として提出していただき、この全体会でも意見をいただくことができた。事務局案を承認することとしてよろしいですか。

(全委員): 承認。

(2) 条例案について

(事務局):【資料2】条例(案)について説明した。

(会長): 何か意見・質問がある方はおられますか。

意見 9:(委員)

この条例案に示された、施設に関する確認の内容に適合すれば、施設型給付の対象であると理解してよいか。

回答:(保育課長)

そのとおりである。

意見 10:(委員)

資料2-P11(17)利用定員の遵守について質問したい。これまでの保育所は利用定員について、4月当初の定員に対する120%までの弾力的な運用が認められていた。今後はどのように扱われるのか。

回答:(保育課長)

新制度における利用定員を超えての教育・保育の提供については、止むを得ない事情がある場合は認められるが、現在のところ止むを得ない事情とされる内容が明確にされていない。公定価格の算出のなかで、マイナスとなる部分も出てくる可能性はある。国、県に確認しながら進めたい。

意見 11 : (委員)

利用定員に関する内容は、新制度移行において重要な内容である。公定価格を見ると、恒久的に定員が 120%を超えていると、マイナス部分が出てくる。逆に考えれば、120%を超えない範囲での運営を行うならば、今までの考え方と同様に公定価格においてマイナスが生じないものであると考えて良いか。

区分ごとの定員についても質問したい。資料 2-P11-(15)「運営規定の策定」に区分ごとの利用定員とある。保育所の場合、3歳未満児の定員というものがある。これについても弾力的な運用の余地はあるのか。認定子ども園になると、1号、2号、3号の定員に関する内容が出てくる。どのように条例に記載されるのか。資料 2-P16-「給付費に関する基準」のなかで利用定員の遵守とある。地域の実情に合わせて利用定員に関する弾力的な運用が行えることにより、施設が保護者のニーズに応えられるようにしていただきたい。

新制度において、私立の保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設などに対して財政支援が行われる。公立保育所も施設型給付による同じ給付対象となると考えて良いか。今は一般財源として国から自治体へ補助金が出されている。国によると、一般財源から同じ施設型給付に公立保育所の予算が移り、恒久的に運用されると聞いた。このことは、公立保育所職員の給与に大きく影響してくると思われる。給与の不足分を公立保育所職員に出すならば、これまでと同様に私立に民給費という形で措置を考えていただきたい。そうでないと、同じ施設型給付の施設で働く職員間で処遇が変わってくることになる。

回答 : (保育課長)

利用定員に関する弾力的な運用に関して、実際に定員をどのように定めるか、扱うかについて正確な内容をまだ確認できていない。このことは、各施設が認定を受けるうえで重要なことになると考える。ここで弾力的な運用が出来る、出来ないとは言ったことができない。実情に合わせて対応して行きたい。

職員の処遇に関しては、公定価格における職員の質の向上のなかで見込んである。上田市においては、認可保育所に市単独で加給金を出している。職員の確保という意味でも、できるだけ差がないように努力していきたい。

意見 12 : (委員)

平成 26 度保育所運営費の試算によると月額職員の単価、保育所所長 253,400 円、保育士 195,228 円となっている。公定価格も同様な価格だと思う。同じ制度の施設型給付に公私区別なく、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所も入ってくるわけであるから、差があってはいけないと思う。以上です。

(会長) : 他に意見がある方はおられますか。

意見 13 : (委員)

地域型保育事業について質問したい。国は、すべての子どもに平等な公的補助という趣旨で、認可外保育施設が小規模保育事業へ移行出来るように制度設計したと伺っている。市の条例案では、職員の配置基準、連携施設についての経過措置について、国より厳しい基準を設けたのはどのような理由によるものか。また、小規模保育施設に移行した際、現在より職員を多く雇用しなければ

ばならない。その際に、民間保育所と同様に運営費の不足分についての支援はあるのか。

回答：(保育課長)

認定の基準を高くした理由は、保育の質を確保するためである。現在の認可保育所レベルを想定しているため、国基準より高くした。また、市側である程度の財政支援をする必要はあると考えている。現在運営している保育所と同じ水準で運営していただくことになるため補助対象として考えていきたい。経過措置を市が採用しなかった理由については、保育の質を確保するためである。

意見 14：(委員)

小規模保育施設は、各事業所が利用料を設定してよいと聞いているがどうか。

回答：(保育課長)

基本的には地域型給付を受ける場合、市の定める料金体系と同じように考えていただく方針である。

意見 15：(委員)

放課後児童対策に関する条例案の専用区域について話したい。条例案の広さでは、子ども一人当たりの広さとしてはとても狭いと考えている。しかしながら、施設の新設は、莫大な予算を必要とするため困難であり、また、現在の一人当たりの面積を大きくすると、施設の利用定員が少なくなるため、現状の面積で止むを得ないと考えた。

(会長)：皆さん、条例案の承認についていかがでしょうか

(全委員)：承認。

(3) 平成 25 年度上田市次世代育成支援後期行動計画の進捗状況について【資料 3】
(事務局)【資料 3】【資料 3-2】について説明した。

意見質問等なし。

3 閉 会

意見 16：(委員)

量の見込み案、条例案については本日、皆さんで承認したが、今後、質の内容について各委員で検討していただきたい。

回答：(子育て・子育て支援課長)

いただいた各意見は、これからの素案作成に生かしたい。